

点検設備に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

点検設備に関する事項

改正理由

IACS 統一解釈 SC191 では、固定点検設備に関する SOLAS 条約第 II-2 章第 3-6 規則（決議 MSC.151(78)）及びその技術要件（決議 MSC.158(78)）の解釈を定めている。今般、IACS はこれらの固定点検設備に関する要件においてなお不明確であった点を明確にすべく、IACS 統一解釈 SC191 の見直しを行い、2011 年 9 月に IACS 統一解釈 SC191(Rev.4)として採択した。

併せて、IACS は固定点検設備の代替設備の選択に関する指針である IACS Recommendation No.91 についても、代替点検設備の安全手順について見直しを行い、2011 年 1 月に IACS Recommendation No.91(Rev.1)として採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC191(Rev.4)及び IACS Recommendation No.91(Rev.1)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 固定点検設備の適用区画及び設備の詳細に関する要件を改めた。
- (2) 代替点検設備の安全手順に関する事項を改めた。